

春らんまん 定期貯金

募集総額
300億円

取扱期間 令和8年4月1日(水)～令和8年6月30日(火)
取扱期間中でも募集総額に達した場合は、取扱い終了させていただきます。

新規資金で30万円以上、定期貯金としてお預け入れいただいた方

新規資金とは、他の金融機関等からの現金の持ち込み、または当JAの口座へ入金された日から3カ月以内の資金とします。
なお、当JAの口座から令和8年1月1日以降に入金された資金は、本定期貯金の対象外となります。

預入期間：
1年の場合

年1.00%

(税引後年0.796%)

預入期間：
3年の場合

年1.20%

(税引後年0.956%)

「JAバンクとのお取引は初めて」というお客様もお気軽にご相談ください。

廿日市支店 ☎ 0829-31-1111
平良支店 ☎ 0829-32-1249
宮内支店 ☎ 0829-39-3141
廿日市西支店 ☎ 0829-32-0068
地御前支店 ☎ 0829-36-0205
深江支店 ☎ 0829-56-0209
浜支店 ☎ 0829-55-2223
友和支店 ☎ 0829-74-1161
津田支店 ☎ 0829-72-1151
晴海支店 ☎ 0827-57-7140
栗谷支店 ☎ 0827-56-0002
大竹支店 ☎ 0827-52-4295
吉和支店 ☎ 0829-77-2121

海田市支店 ☎ 082-822-4188
東海田支店 ☎ 082-822-2742
中野支店 ☎ 082-892-0017
瀬野支店 ☎ 082-894-8102
萩原支店 ☎ 082-854-5302
熊野支店 ☎ 082-854-1131

坂支店 ☎ 082-885-1131
呉支店 ☎ 0823-24-3131
広島支店 ☎ 0823-72-0077
広西支店 ☎ 0823-72-4411
郷原支店 ☎ 0823-77-1234
昭和支店 ☎ 0823-33-0211
音戸支店 ☎ 0823-52-2535
倉橋支店 ☎ 0823-53-1234
倉橋東支店 ☎ 0823-54-1161
蒲刈支店 ☎ 0823-66-1122
江田島支店 ☎ 0823-42-1133
中町支店 ☎ 0823-45-2848
鹿川支店 ☎ 0823-45-2622
三高支店 ☎ 0823-47-0311
大古支店 ☎ 0823-57-3333

西条支店 ☎ 082-422-8687
向陽支店 ☎ 082-425-1115
黒瀬支店 ☎ 0823-82-2340

八本松南支店 ☎ 082-429-0811
八本松支店 ☎ 082-428-2030
志和支店 ☎ 082-433-2411
高屋支店 ☎ 082-434-2111
福富支店 ☎ 082-435-2002
豊栄支店 ☎ 082-432-2316
大和支店 ☎ 0847-33-0211
河内支店 ☎ 082-437-1201

安芸津支店 ☎ 0846-45-1243
安浦支店 ☎ 0823-84-2040
川尻支店 ☎ 0823-87-2046

本郷駅前支店 ☎ 0848-86-3266
本郷中央支店 ☎ 0848-86-2514
竹原支店 ☎ 0846-22-0432
荘野支店 ☎ 0846-29-1135
せとだ支店 ☎ 0845-27-2290
三原西支店 ☎ 0848-66-0246
三原支店 ☎ 0848-63-3163

鷺浦支店 ☎ 0848-87-5216
幸崎支店 ☎ 0848-69-1221
久井支店 ☎ 0847-32-6123
久井中央支店 ☎ 0847-32-7115

大朝支店 ☎ 0826-82-2311
吉田支店 ☎ 0826-42-0353
可愛出張所 ☎ 0826-43-0221
美土里支店 ☎ 0826-54-0326
高宮支店 ☎ 0826-57-0301
甲田支店 ☎ 0826-45-2028
八千代支店 ☎ 0826-52-2211
向原支店 ☎ 0826-46-3311
千代田支店 ☎ 0826-72-2211

三次中央支店 ☎ 0824-63-9920
八次支店 ☎ 0824-62-2890
三次東支店 ☎ 0824-66-1020
三次西支店 ☎ 0824-68-2225
三次市役所支店 ☎ 0824-62-6175

君田支店 ☎ 0824-53-2211
布野支店 ☎ 0824-54-2211
作木支店 ☎ 0824-55-2211
吉舎支店 ☎ 0824-43-3131
三良坂支店 ☎ 0824-44-3101
三和支店 ☎ 0824-52-3101
三次北支店 ☎ 0824-62-2384

上下支店 ☎ 0847-62-2151
甲奴支店 ☎ 0847-67-2231
総領支店 ☎ 0824-88-2211
庄原支店 ☎ 0824-72-5652
庄原西支店 ☎ 0824-74-0003
比婆西城支店 ☎ 0824-82-2211
東城支店 ☎ 08477-2-0045
小奴可支店 ☎ 08477-5-0201
口和支店 ☎ 0824-89-2211
高野支店 ☎ 0824-86-2211
比和支店 ☎ 0824-85-2221

春らんまん定期貯金 商品概要

(令和8年4月1日(水)現在適用中)

1	商品名	○春らんまん定期貯金(スーパー定期貯金(単利型) / スーパー定期貯金(複利型))					
2	ご利用いただける方	○個人の方					
3	期間	○定型方式：1年または、3年 自動継続(元金継続または元利金継続)					
4	預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>○一括預入</p> <p>○30万円以上※新規資金30万円以上のお取扱いとなります。 新規資金とは、他の金融機関等からの現金の持ち込み、または当JAの口座へ入金された日から3カ月以内の資金とします。 なお、当JAの口座から令和8年1月1日以降に引出された資金は、本定期貯金の対象外となります。</p> <p>○1円単位</p>					
5	払戻方法	<p>○満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>○スーパー定期貯金(複利型)の場合、一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。(最低預入金額を下回る一部支払いはできません。)</p>					
6	利息 (1) 適用金利 (2) 利払時期 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<table border="1"> <tr> <td>預入期間:1年</td> <td>年1.00%</td> </tr> <tr> <td>預入期間:3年</td> <td>年1.20%</td> </tr> </table>	預入期間:1年	年1.00%	預入期間:3年	年1.20%	<p>○預入期間が1年の場合はスーパー定期貯金(単利型)、預入期間が3年の場合はスーパー定期貯金(複利型)で運用いたします。</p> <p>○自動継続の場合には、同一期間のスーパー定期貯金(単利型・複利型)の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>○満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>○付利単位を1円とし、スーパー定期貯金(単利型)は、1年を365日とする日割計算し、スーパー定期貯金(複利型)は、1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。</p> <p>○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。</p> <p>○金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</p>
預入期間:1年	年1.00%						
預入期間:3年	年1.20%						
7	手数料	-					
8	付加できる特約事項	<p>○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</p> <p>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</p> <p>○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</p>					
9	中途解約時の取扱い	<p><スーパー定期貯金(単利型)></p> <p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>○中途解約利率</p> <p>(1) 預入期間が6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率</p> <p>(2) 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p><スーパー定期貯金(複利型)></p> <p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 6か月未満…………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>(2) 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×20%</p> <p>(3) 1年以上2年未満 …………… 約定利率×30%</p> <p>(4) 2年以上3年未満 …………… 約定利率×40%</p> <p>ただし、(2)から(4)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>					
10	貯金保険制度(公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>					
11	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または金融管理部信用管理課(電話:082-422-2177)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融管理部信用管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>					
12	その他参考となる事項	<p>○金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。</p> <p>○取扱期間は令和8年4月1日(水)より令和8年6月30日(火)までとします。</p>					